

令和7年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度「金の道」交流促進及び情報発信業務委託

2 業務の目的

江戸と越後・佐渡を結ぶ「金の道」は、江戸時代以降、主要街道として整備が進み、その沿線には宿場町が形成された。多くの人々が往来したその宿場町には、今もなお、まちづくりの礎となる地域資源が数多く残されている。ついては、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録を契機に、関連地域が一体となり、「金の道」とその周辺地域の文化資源・魅力を再発掘し、連携して情報発信に取り組むため、「金の道」の活動を関連地域に展開する。

3 実施期間

業務委託契約締結の日から令和8年3月13日まで

4 委託金額上限額

14,054千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

（1）「金の道」地域間交流事業

1）「金の道」交流発展事業

- ・これまで「金の道」事業において連携してきた関係自治体および団体と次年度以降についても持続的な連携関係を構築し、情報発信をはじめとした取組みを検討するため、関係自治体および団体を佐渡に招聘し、佐渡島内での現地視察および、意見交換会を実施する。
- ・招聘する関係自治体および団体は、委託者が選定する。
- ・招聘に際しての謝金（旅費を含む）等については、受託者が受託金額の範囲内で調整し、支払うこと。（想定規模：7自治体、各2名、2泊3日）

2）「金の道」PRイベント

- ・PRイベントの開催時期については令和7年8～3月とし、2回以上開催する。
- ・開催会場については、新潟県内～東京都内までの「金の道」沿線地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）を候補会場とする。なお、実施に向けた自治体間の調整については、委託者が行うものとする。
- ・PRイベント企画にあたっては、開催地域の自治体催事とのコラボ企画とし、催事会場での「金の道」ブース出展等の「金の道」の認知度向上を図るためのPRを行い、次の展開につなげる策を講じること。

3）「金の道」交流拡大事業

- ・佐渡で造られた小判は、主に北国街道をへて中山道に入り江戸まで運ばれたが、三国街道をへて江戸まで運ばれることもあった。ついては、「金の道」事業の更なる交流地域の拡大を図りその周辺地域の文化資源・魅力を再発掘し、連携して情報発信に取り組むため、三国街道沿線地域と交流または連携可能な事業を提案、実施すること。
- ・候補会場は小千谷市とする。

(2)「金の道」ウォークイベント開催

- ・上記PRイベントの開催（1地域以上）に合わせて、各箇所4～10km程度、地域の一般参加者を募り、当時の衣装を着て、各地域の「金の道」をウォークするイベントを開催する。なお、衣装については、委託者の方で準備するが、衣装のクリーニング代は受託者の負担とする。
- ・参加者は各地域100人程度を目標とする。
- ・各地域において、現地ガイドを手配し、地域の歴史資源の解説地点を設けること。また、開催地域における伝統芸能披露等、賑わいを演出する地点を1箇所以上設けること。なお、ガイド、芸能披露等の謝金については受託者が受託金額の範囲内で調整し、支払うこと。
- ・佐渡市内で開催予定の「御金荷の道ウォークイベント～相川から小木へ～」(※令和7年度は秋頃開催予定)をスタートイベントし、各地域と連動したイベントとする。
- ・イベント実施後に、イベント開催日の様子を佐渡市公式Youtube等で配信すること。
- ・イベント参加者から参加費を徴収する場合、イベント参加者が負担すべき実費は委託費に含まない。
- ・ウォークにあたっての集団行進及び集団示威運動等に係る許認可の手続きについては、受託者側が行うものとする。
- ・イベントの運営、進行、管理等に必要な人員を配置し、来場者の案内誘導、事故や怪我等のトラブルへの対応等、安全対策については、受託者が責任を持って行うこと。
- ・イベント保険の加入と保険料の支払いは受託者が行うこと。

(3)「金の道」フォーラム開催

- ・フォーラムの開催時期については、令和8年1月以降に開催する。実施に際しては「金の道」の輪を広げ、次年度以降の「金の道」沿線地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）との取組みに繋がるような仕掛けづくりをするとともに、会場内の催し（佐渡製品の販売、PRブース出展、伝統芸能披露等）を相互に連携させた企画内容とすること。
- ・開催会場については東京都内における収容人数300名規模以上の会場として、以下の業務は受託者が行うものとする。なお、実施にあたっては、内容についてあらかじめ、委託者の確認を受けた上で実施すること。
 - ① プログラムの企画立案
 - ② 開催会場（収容人数：300名規模以上）の手配
 - ③ 委託者が指定する講師や出演者・司会との連絡調整、当日のアテンド、時間管理を行う。
なお、講師・出演者（芸能団体、パネリスト等）・司会者については、委託者と受託者協議のうえ選定することとし、謝金（旅費を含む）については、受託者が受託金額の範囲内で調整し、支払うこと。
 - ④ 会場管理者との連絡調整、会場設営（看板等装飾、音響・照明、映像等）、撤去及び会場付属設備等使用料の支払いを行うこと。
 - ⑤ 参加者の募集・広報
 - ⑥ 当日の進行管理
 - ⑦ 会場ロビー展示業務。PRに当たっての展示物は、委託者において用意する。受託者はその展示物を効果的に活用し、来場者にわかりやすく、興味・関心を引くよう、委託者と調整の上、PRを行うこと。
 - ⑧ 佐渡製品の物販ブースの企画調整、ブースの飾りつけ、イベント什器の手配・運搬、店舗との連絡調整
 - ⑨ 参加者、出演者及び施設等の安全管理
 - ⑩ 当日の配付資料（アンケートを含む）の作成・印刷
 - ⑪ その他フォーラムの企画・開催に必要な業務
- ・イベントの告知は、新潟県内外の「金の道」沿線宿場地域を中心に効果的な媒体で行うこと。
- ・保健所や消防署への届出など、イベント開催に伴い必要となる関係手続きを行うこと。

(4) 「金の道」情報発信・周遊促進事業

- ・「金の道」沿線周辺地域へ誘客と周遊を促進するため、「金の道」周辺地域の観光資源を活用し、世界遺産（佐渡）との関連性やストーリーに着目し、テーマに合った観光スポットを周遊するスタンプラリーを実施する。
- ・周遊地点の設定にあたっては、令和6年度の実績を踏まえ活用できる地点を「金の道」沿線地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）から21箇所程度を選定する。なお、地点の設定にあたっては、本事業及び広報に協力が可能な施設とし、地点選定先の交渉等の一切の手続きは受託者が行うこととする。
- ・実施期間については、8月～3月を目途に開催すること。
- ・スタンプに取得に必要な各チェック地点のQRコード掲載スタンド等の配付・配架については、委託者が「金の道」沿線関連自治体へ依頼する。
- ・スタンプラリーの記念品については、委託者・受注者協議の上決定することとし、記念品の経費については、委託者が負担するものとする。なお、記念品の管理、配送等は、受託者の責任で行うこと。
- ・チラシ、ポスター等による広報PR経費については、受託者の負担とすること。
- ・広報ツールについては、ニュースメディアやSNS等の媒体を活用した情報発信を積極的に行うこと。
- ・事務局として、参加者等からの問い合わせ対応を行うこと。
- ・スタンプラリーの参加者情報の集計・分析を行うこと。

(5) 「金の道」プロモーション事業

1) 「金の道」のメディア及びSNSを活用した情報発信

- ・「金の道」沿線の地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）をターゲット市場として、各種メディア（雑誌、新聞、WEB、SNS等）を活用し、世界遺産「佐渡島（さど）の金山」を核として、「金の道」沿線や各宿場地域の文化資源や魅力を効果的な方法、効果的なタイミングで情報発信を行う。
- ・佐渡にゆかりのある方等をイベントのゲストに招く等、その演出も含めインパクトのある効果的なプロモーションに繋げること。
- ・必要に応じて映像素材を撮影すること。なお、本業務の目的に合致する映像を既に所有している場合には、それを活用することも可とする。なお、撮影場所や撮影時期等については受託者からの企画提案するものとするが、撮影（ドローンによる空撮を含む）許可の交渉は、主として受託者が行うものとする。

2) 佐渡から江戸へ「金の道」特設WEBサイトの運営

- ・「金の道」沿線の地域（新潟県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都）周辺の文化資源・魅力やイベント情報等を発信する特設WEBサイトの設営・管理・運営を行う。なお、発信にあたっては、一過性の情報発信ではなく、本市の認知度向上及びブランド力の向上を図り、持続的な誘客につなげる工夫を行うこと。
- ・特設WEBサイトのデザインは、本事業のテーマに合わせたものとする。
- ・特設WEBサイトの運営期間は、契約締結後1ヶ月以内に開設し、令和8年3月13日までとする。
- ・次年度以降の更新も可能な仕様とすること。その際の維持管理経費の概算費用について、委託者が求めるタイミングで提示すること。
- ・情報発信の使用言語は日本語・英語の2言語とすること。

(6) 効果測定

- 1) (1) ～ (5) 事業項目について業務の有効性を図る指標を設定し、目標値を示すこと。
- 2) 指標の測定方法及び測定時期を具体的に示すこと。

(7) 独自性のある業務

上記(1)～(6)の業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

6 業務の実施

- 1) 業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。
- 2) 業務の実施に当たっては、「離島活性化交付金交付要綱」の内容を理解し、提案・業務を進めること。

7 成果品及び成果報告

本業務の開催報告書を作成し、受託者に提出すること（任意様式）。なお、事業効果については、可能な限り定量的なデータを取り、成果、K P I の状況、課題、提言等を整理して報告すること。なお、電子データ（P D F ファイル）も併せて納入すること。

(1) 成果品

- 1) 事業報告書 1 部（電子データ含む）
- 2) 佐渡市公式 YouTube に掲載できるデータ 一式
- 3) 成果品の納品期限は令和 7 年 3 月 1 4 日とする。

8 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

9 知的財産権の帰属等

制作した動画に関する全ての著作権（上映権、頒布権及び二次利用権等を含むがこれに限らない。）は、委託者に帰属する。そのため、制作した動画は、委託者の裁量により、委託者が主催・共催・後援する業務その他において、自由にかつ期限なく使用することができる。

10 その他

- (1) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (2) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、受託者の指示に従うこと。
- (3) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。